

未成年（法人）後見の意義と今後の課題

－主に児童福祉の観点からの検討－

○ 高松法務局（法務省）・NPO法人後見ネットかがわ 三野寿美（8057）

キーワード 未成年後見 権利擁護 児童福祉

1. 研究目的

近年、児童虐待問題は、深刻な社会問題となっており、この課題等に対応するため、民法においては、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、未成年後見制度等についての改正（2011年改正）が行われ、民法学的側面においては、この改正により、「複数の未成年後見人の選任や法人の選任が可能となる一方で、児福法の関わる場面での未成年後見人への支援も整備されたが、未成年後見制度の在り方については様々な議論を生じさせている。」（許末恵「家族法改正—その課題と立法提案 財産管理・財産以外の行為の法定代理・未成年後見の検討課題」家族＜社会と法＞33号77頁〔2017年〕）状況にある、とされている。

しかし、この未成年後見制度について、特に社会福祉学の分野においては、あまり議論の対象となっておらず、実践研究報告等も（特に法人後見について）ほとんど存してない。さらには、関心が持たれていないだけでなく、そもそも隣接の里親制度との比較から、未成年後見制度の存在意義が何であるのか、を問う声も出ているのであるが、児童虐待問題が、現下の実際社会における喫緊の課題の一つであることに変わりなく（児童相談所における相談件数は、2017年度、13万3,778件で、さらに増加傾向にある。）、未成年後見制度もこの問題への対応策の一つとして改正されたのであり、検討を加える意義は十分に存している、と考える。

そこで、本研究発表においては、若干の実践経験を踏まえ（所属団体では、成年後見、未成年後見ともに受任している。）、主に児童福祉的観点から未成年後見制度（法人後見）について、その現状を分析、意義、今後の課題等を探ることを目的とするものである。

なお、先行する研究発表として、日本社会福祉学会 第66回秋季全国大会（2018年・金城学院大学）における「未成年（法人）後見の現状と課題—主に児童福祉の観点から—」と題する研究発表を行ったが、これは、総論的な現状分析が中心であり、主張にかかる部分が総花的で散漫（実際、報告当日そのような指摘をいただき、今回、再度報告を行うものである。）になった面があり、今回、表題のごとく、未成年（法人）後見の意義を明確にし、今後の改革等を主張するものである（新たに参加しているNPO法人「岡山未成年後見支援センターえがお」における経験等をも加える。）。

2. 研究の視点および方法

未成年後見制度に関する実践報告・先行研究を検討し、課題等を抽出した上で、実際の活動を通じて得られた各種対応・経験等を加味した実践研究報告とする（したがって、必ずしも網羅的、体系的でないことを予めお断りする。）。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、かつ職務上知り得た情報（特に個人情報）等については、関連法令や所属 NPO 法人「研修・企画委員会設置規程」等に基づき適正な取扱いを徹底するなど必要な倫理的配慮がなされている。

4. 研究結果

「2011年改正」によって、未成年後見制度の活躍する場面が広がるなど、評価できる部分が多い一方、現行制度の公示方法（未成年被後見人の戸籍に後見人の戸籍事項が掲載される）・記載内容が、未成年被後見人の親族も、後見人として活動する側のいずれからも歓迎されていない等、課題も残されていると考える。

さらに、法人後見については、未成年後見を中心的事業としている団体（主に、NPO 法人「岡山未成年後見支援センターえがお」について取り上げる。日本初の未成年後見法人として2012年に設立されている。）について若干の考察を加える。

同団体では、これまでの活動から得られた法人後見の一般的な利点として、①長期継続性、②空白リスクの最小化、③心理的負担軽減、等をあげているほか、報酬助成の利用支援対象を拡大すべき、との提言もなされており、（日本地域福祉学会第31回秋季大会〔2017年 松山大学〕「セッション1「地域の子ども支援～子育て支援のあり方を問う～」における竹内俊一理事長の報告。）、基本的に指示できるものである。

5. 考察

「民法等の一部を改正する法律」（2011年改正）によって、複数後見あるいは法人後見ができるようになったことなどから、未成年後見制度の活躍する場面が広がり、存在意義が増したように思われる（存在意義を問う声の多くは、改正前の、未成年後見人は親代わりとして務めるべきもの〔これを否定するものではない。〕であり、個人でかつ一人でなければならない、とされてきた時代の感覚からの指摘であるようにも感じる。）。

具体的には、親族未成年後見人にプラスして、専門職未成年後見人をつけることが可能となったことから、親代わりの部分と、財産管理の部分の役割を分担することができる。親による虐待または養育放棄等がある場合における医療ネグレクトの事案など、一定期間親権を制限すれば足りる場合の利用を想定している「親権停止」の場合、未成年後見で対応するのが有効である（立法段階で想定されている役割。）。そもそも親族後見人がいない、複雑な事情を背景とし、結果「親権喪失」に至る困難事案などにおいては、未成年法人後見での対応が有効な対策となる場合があり、以上が、新たに獲得した存在意義の一端である、と確認しておく。

その上で、既に指摘した制度運用上の課題、特に非常に大きな変化とはなるが、成年後見制度と同様に登記制度に変えること、児童福祉的観点からは、福祉系 NPO の運営にも寄与すると考えられる未成年後見人支援事業の拡充等についても、さらなる制度改革を望むものである。